

遺言執行者選任の申立てについて

旭川家庭裁判所

1 遺言執行者選任とは

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する人のことで、遺言によって遺言執行者が指定されていないとき又は遺言執行者がなくなったときに、遺言の内容の実現に利害関係を有する人が、家庭裁判所に申し立てて遺言執行者を選任してもらう手続です。

2 申立人(申立てができる方)

利害関係人(相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けた方等、遺言の内容の実現に利害関係を有する方)

3 申立先

遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 執行の対象となる遺言書1通につき800円
- 郵便切手 84円×2枚(申立人と遺言執行者候補者が異なる場合は4枚)

5 申立てに必要な書類

- 申立書
- 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)
申立人が遺言者の親族でない場合は不要です。
- 遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)
申立先の家庭裁判所に遺言書検認事件記録がある場合(検認から5年間保存されます。)は添付を省略できます。申立先の家庭裁判所にご確認ください。
- 遺言執行者候補者の住民票(個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの)
- 遺言書写し
申立先の家庭裁判所に遺言書検認事件記録がある場合(検認から5年間保存されます。)は添付を省略できます。申立先の家庭裁判所にご確認ください。
- 利害関係を証明する資料
申立人が遺言者の債権者である場合は、債権を証明する書面等がこれに当たります。遺言者の相続人や受遺者(遺贈を受けた方)の場合は不要です。

6 申立て後の手続について

申立て後、遺言執行者候補者を遺言執行者に選任するかどうかが審理が行われます。審理に当たっては、裁判所から申立人や候補者に照会書を発送して回答書を提出していただいたり、場合によっては事情をお伺いするために裁判所にお越しいただくこともあります。

遺言執行者を選任する審判がなされた場合は、申立人及び遺言執行者に選任された方に、審判書の謄本を送付します。